

第 7 3 号議案

中野区産業振興センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

施設の利用料金及び使用料の限度額を改定するほか規定を整備するとともに、平成 3 0 年 7 月 1 日から平成 3 6 年 6 月 3 0 日までの間における利用料金及び使用料の限度額の特例措置を定める必要がある。

中野区産業振興センター条例の一部を改正する条例

中野区産業振興センター条例（平成25年中野区条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 平成30年7月1日から平成36年6月30日までの間における別表第1の規定の適用については、同表体育室の項中「5,000円」とあるのは「2,500円」と、「7,700円」とあるのは「3,900円」と、「10,400円」とあるのは「5,200円」と、「230円」とあるのは「120円」と、同表小体育室の項中「800円」とあるのは「400円」と、「1,300円」とあるのは「700円」と、「2,000円」とあるのは「1,000円」と、「230円」とあるのは「120円」とする。

別表第1中「第12条」の次に「、第19条」を加え、「1,400円」を「1,500円」に、「1,200円」を「1,300円」に、「2,300円」を「2,500円」に、「4,800円」を「5,000円」に、「7,400円」を「7,700円」に、「9,900円」を「10,400円」に、「220円」を「230円」に、「1,900円」を「2,000円」に改める。

別表第2中「第12条」の次に「、第19条」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成30年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第1中「第12条」の次に「、第19条」を加える改正規定、別表第2中「第12条」の次に「、第19条」を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日前に別表第1に掲げる体育室及び小体育室について改正後の附則第4項に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の利用料

金及び使用料の限度額については、改正後の同表の規定に同項の規定を適用した場合の同表体育室の項及び小体育室の項の規定を適用した額とする。

- 3 この条例の施行の際現に使用の承認（前項に規定する場合の使用の承認を除く。）を受けている者の利用料金及び使用料については、なお従前の例による。